身体障害者診断書・意見書(肢体不自由障害用)

総括表

氏名		年	月	日生	男	女	
住所							
①障害名 (部位を明記)							
②原因となった			交通、	労災、そ	の他の事故	、戦傷	
疾病・外傷名			戦災、	疾病、先	天性、その	他()
③疾病・外傷発生年月日							
年	月 日	・場所					
④参考となる経過・現症 (エックス線写真及で	が検査所見を?	含む。)					
	障害固定又は	は障害確定	定(推定)		年	月	日
⑤総合所見							<u> </u>
		→ = (±37 m² //	. ==	n de (1		· ==== ` `
⑥その他参考となる合併症	〔将来再認定	臣 安(整度化	<u> </u>	度化)	· 小	要〕
一							
	 と付す。						
年 月 日							
病院又は診療所の名	占称						
所在地							
診療担当科名		科 医的	币氏名				
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見〔障害	程度等級につ	ついても参	:考意見を	記入〕			
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げ							
・該当する(級相談	当)					
・該当しない		1	> 1.1-		> Hills 1/1/ ///s	17-le	> → →
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例 原田になった疾病には、免時温器							
し、原因となった疾病には、角膜混濁 入してください。	、兀八壮無喘	、മ子里、	间哨井湖	水水乍守川	1四〜4つ	/こ/大比》	日で記
2 障害区分や等級決定のため、地方社会	会福祉審議会才	から改めて	次頁以陷	その部分に	こついてお	問い合え	わせす
る場合があります。		- /	2 -2 12 11		- 1-		- /

肢体不自由の状態及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見 (該当するものを○でかこむこと)

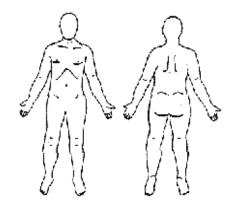
1 感覚障害(下記図示):なし・感覚脱失、感覚鈍麻・異常感覚

2 運動障害(下記図示):なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他

3 起因部位 : 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他

4 排尿・排便機能障害:なし・あり :なし・あり 5 形態異常

参考図示



右	肢	左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握 力 kg	

×変形

切離断

感覚障害



運動障害

(注) 関係ない部分は記入不要

歩行能力(補装具なしで) 正常に可能: _____m以上歩行不能

起 立 位(補装具なしで) 正常に可能: 分間以上困難 : 片脚での起立位保持(可・不可)

動作・活動 自立 $-\bigcirc$ 半介助 $-\triangle$ 全介助又は不能 $-\times$ 、()の中のものを使う時はそれに \bigcirc を付けること

寝がえりする	シャツを着て脱ぐ
あしをなげだして座る	ズボンをはいて脱ぐ(自助具)
椅子に腰かける	ブラッシで歯をみがく(自助具)
立つ(手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具)	顔を洗いタオルで拭く
家の中の移動(壁、杖、松葉杖、義肢、装具、 車椅子)	タオルを絞る
洋式便器にすわる	背中を洗う
排泄のあと始末をする	二階まで階段を上って下りる(手すり、杖、 松葉杖)
(箸で)食事をする(スプーン、自助具)	屋外を移動する(家の周辺程度)(杖、松葉杖、 車椅子)
コップで水を飲む	公共の乗物を利用する

注:身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に○がついてい る場合、原則として自立していないという解釈になります。

計測法:

上 肢 長:肩峰→僥骨茎状突起 前腕周径:最大周径

下 肢 長:上前腸骨棘→(脛骨)内果 大腿周径:膝蓋骨上縁上10cmの周径(小児等の場合は別記)

上腕周径:最大周径 下腿周径:最大周径

関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT)

(この表は必要な部分を記入)

筋力テスト() 関節可動域 筋力テスト() 関節可動域 筋力テスト() 1 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 ()前屈 後屈() 頸 ()左屈 右屈() 体 ()前屈 後屈() ()左屈 右屈() 右 30 60 左 180 150 120 90 60 60 60 120 150 180)屈曲 伸展(()伸展 屈曲() 外転()外転 内転(肩 ()内転))外旋 内旋(()内旋 外旋() 屈曲()屈曲 伸展() 肘 ()伸展))回外 回内() ()回内 回外())掌屈 背屈() **手** ()背屈 掌屈()屈曲 伸展() ()伸展 屈曲())屈曲 伸展(()伸展 屈曲() 指節)屈曲 伸展(()伸展 屈曲()屈曲 伸展()伸展 屈曲() ()伸展 屈曲()屈曲 伸展() 屈曲()屈曲 伸展())伸展))屈曲 伸展(()伸展 屈曲(<u>示</u>) ()屈曲 伸展()伸展 屈曲(中)屈曲 伸展() ()伸展 屈曲()屈曲 伸展()伸展 屈曲(150 120 30 120 150 180)屈曲 伸展() ()伸展 屈曲())外転 股 ()内転 外転(内転()))外旋)内旋 外旋()伸展)屈曲 伸展() 膝 (屈曲() ()底屈 背屈() 足 ()背屈 底屈() 備 考

反射異常

上肢腱反射 下肢腱反射 バビンスキー反射 左 右 左 右 左 右 右 左

注:

- 1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会 日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3. 関節可動域の図示 ◆ のように両端に太線をひき、 その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に破線 (})を引く。
- 4. 筋力については、表() に×△○印を記入する。 ×印は、筋力消失または著減(筋力0.1.2.該当) △印は、筋力半減(筋力3該当)

- ○印は、筋力正常またはやや減(筋力4.5該当)
- 5. (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
- 6. DIPその他手の対立内外転等の表示は必要に応じて備考 欄を用いる。
- 7. 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、 反張膝等の異常行動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×)伸展 屈曲(△)